

(別紙5)

令和7年3月3日

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター
理事長 伊伏堅太郎

法改正に関係する建築物の施行日以後における確認審査及び決裁は、
これまでより時間を要することについて (お願い)

平素より当センターをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日の改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に伴い、施行日前後には、審査や交付手続き等が大変混雑することが予想され、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解お願い申し上げます。

さて、施行日（令和7年4月1日）以後、法改正に関係する建築物については、建築確認の審査項目等が増加し、その審査及び決裁等にはこれまでより時間を要することが予想されることから、原則として、従来から行っていた窓口での補正を終えた当日に確認済証のお渡しができなくなりますのでご理解お願い申し上げます。

ただし、法改正に関係しない建築物のうち、新3号建築物（平屋建かつ延べ面積200㎡以下）及び型式部材等製造者認証を受けた建築物で、かつ消防同意を要しないものについては、従来どおりご希望に応じて、できる限り窓口での補正を終えた当日に確認済証をお渡しさせていただく予定です。